

## お客様の非公開情報の管理方針

2022年6月22日

ウェルズ・ファースト銀行東京支店

ウェルズ・ファースト銀行東京支店（以下、「東京支店」といいます。）は、業務の円滑な遂行・効率化を図るため、法人のお客様の非公開情報（以下に定義します。）を一定のグループ会社との間で授受・共有することがあります。情報の授受・共有にあたりましては、お客様にオプトアウト（あらかじめお客様にお客様の非公開情報を共有する旨を通知した上で、一定の期間内に共有に関しお客様から不同意の表明を受けた場合は、共有を行わないこととすることをいいます。）の機会を、「お客様の非公開情報の共有のご案内」（以下、「オプトアウトに係る通知書」と呼びます。）および同通知書が参照する「お客様の非公開情報の管理方針」（以下、「本方針」といいます。）により、通知いたします。オプトアウトする権利についてのご案内の後、1か月の期間内にオプトアウトの権利行使のお申し出がない場合は、お客様の非公開情報をグループ会社と共有させていただくことがあります。ただし、かかる期限が過ぎましても、お客様は、いつでもオプトアウトに係る通知書と本方針に概要を記載するプロセスにより、オプトアウトをお申出いただけます。

### 1. 一定のグループ会社間で授受いたしますお客様の非公開情報の範囲

金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第12号に定めるお客様の非公開情報で、主としてお客様と東京支店との取引に関する以下の情報をいいます。

非公開情報—発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であってお客様の投資判断（金融商品取引法第2条第8項第11号ロに規定する投資判断<sup>1</sup>をいう。）に影響を及ぼすと認められるもの又は自己（第一種金融商品取引業に従事する者のうち、有価証券関連業を行うもの）若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が職務上知り得たお客様の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。

### 2. お客様の非公開情報を授受するグループ会社の範囲

お客様の非公開情報を授受し共有することとなるグループ会社は、ウェルズ・ファースト証券株式会社またはその関連会社をいいます。

---

<sup>1</sup> 金融商品取引法第2条第8項第11号ロにて、投資判断とは、投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は行うべきデリバティブ取引の内容及び時期についての判断内容、と定義されています。

### 3. お客様の非公開情報の利用目的

お客様の非公開情報は、提供先のグループ会社におきまして、以下の目的で利用させていただきます。

- ① お客様に金融商品・金融サービスの勧誘・販売及び案内を行うため
- ② お客様に貸金業務の勧誘あるいは案内を行うため
- ③ 東京支店及びグループ会社の取扱う金融商品・金融サービス及び貸金業務の勧誘・販売及び案内を行うため
- ④ 適合性の原則等に照らし、金融商品・金融サービス及び貸金業務の提供の妥当性を判断するため
- ⑤ お客様ご本人であること又はご本人の代理人であることを確認するため
- ⑥ お客様に対し、取引結果、預かり残高などの報告を行うため
- ⑦ お客様とのお取引に関する事務を行うため
- ⑧ 法令等並びに規制機関が規定する書面及び帳簿等作成のため
- ⑨ お客様とのお取引にかかる契約の法律等に基づく行為を遂行するため
- ⑩ 東京支店及びグループ会社によるお客様とのお取引にかかるリスク管理を行うため
- ⑪ 東京支店及びグループ会社による市場調査並びにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・金融サービス及び貸金業務の研究及び開発のため
- ⑫ 東京支店及びグループ会社による電子メールあるいはダイレクトメールの発送等による金融商品やサービス及び貸金業務に関する各種提案をお客様に行うため
- ⑬ 東京支店及びグループ会社による新商品・新サービスをお客様に案内するため
- ⑭ 日本及び海外の規制当局及びそれらに準ずる機関からの命令等により提供するため
- ⑮ 日本及び海外の規制当局及びそれに準ずる機関の法令・諸規則の遵守状況の調査のため
- ⑯ 他の事業主等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑰ その他お客様との取引を適切、円滑に遂行するため
- ⑱ コンピューター・システムの保守及び管理のため
- ⑲ グループ会社の業務を統括して行うため
- ⑳ 災害時等における業務継続体制をグループ会社間で補完するため

### 4. お客様の非公開情報の授受の方法

東京支店は、お客様の非公開情報を東京支店内あるいはグループ会社と授受・共有することとなりますが、その場合には、それぞれの会社の各業務の責任者がお客様の非公開情報を監督・管理し、その監督・管理の下で、お客様の非公開情報の授受を行います。

## 5. お客様の非公開情報の管理方法

東京支店は、お客様の非公開情報を以下の方法により管理いたします。

- ① 東京支店は、お客様の非公開情報へのアクセスおよびその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという原則（Need-to-know の原則）を役職員に義務付け、この旨を研修により徹底します。
- ② 東京支店では、社内規程に基づいて利益相反を特定し、利益相反が特定された場合には、営業部門から独立して設置される利益相反管理統括者が、関連する部署の間でのチャイニーズ・ウォール等により情報の遮断を行うなど、規制に沿ってお客様の非公開情報が管理されるよう、指導いたします。
- ③ 東京支店は、提供先のグループ会社においても、同様の管理方法が採ることを求めます。

## 6. お客様がオプトアウトの権利を行使することにより共有を停止した場合のお客様の非公開情報の管理方法

- ① お客様からオプトアウトの権利行使のご通知をいただいた場合は、お客様のお名前と、通知を受けた日付け、通知の内容をグループ会社に連絡して、お客様の非公開情報の共有を停止いたします。なお、利益相反取引管理のため必要とされる場合においては、チャイニーズ・ウォールにより情報を遮断して利益相反取引管理を行う部門から他部門に漏洩しないよう法令を遵守し適切に管理いたします。
- ② 既に共有していますお客様の非公開情報は、担当部署の責任者が一括して管理いたします。

7. 本方針およびオプトアウトに係る通知書をご覧になり、お客様がオプトアウトの権利を行使することを希望される場合には、オプトアウトに係る通知書に記載の連絡先までご連絡下さいますようお願いいたします。

以 上

## お客様の非公開情報の共有のご案内

ウェルズ・ファースト銀行東京支店

ウェルズ・ファースト銀行東京支店は、ウェルズ・ファースト証券株式会社とともに、日本において法人のお客様にサービスを提供しています。

ウェルズ・ファースト証券株式会社においては、金融商品取引法および金融商品取引業等に関する内閣府令に基づき、証券会社（ウェルズ・ファーストにおいてはウェルズ・ファースト証券株式会社）は、一定の手続きのもの、グループ銀行との間で顧客情報を共有することが認められています。同社は、オプトアウト制度の手続きを含む必要な社内体制を整備し、顧客情報の共有が可能となっています。

従いまして、まずは、ウェルズ・ファースト証券株式会社が受領したお客様の非公開情報は、上の制度に沿ってウェルズ・ファースト銀行東京支店との間で共有されることがありえますことをご案内します。次に、ウェルズ・ファースト銀行東京支店が受領しましたお客様の非公開情報についても、同様のプロセスに従い、お客様から非同意（以下、「オプトアウト」といいます。）のご連絡を頂戴しない限り、ウェルズ・ファースト証券等の関連会社との間で共有させていただくことがございます旨もご案内いたします。

東京支店の「お客様の非公開情報の管理方針」は、この案内の一部を構成します。当方針は、東京支店のプロセスをあらわしています。当方針の最新版をお求めの場合、お客様を担当する東京支店のリレーションシップ・マネージャーへご連絡いただくことも可能です。

お客様が、東京支店によるグループ会社とのお客様の非公開情報の共有に同意なされない場合には、お客様を担当する東京支店のリレーションシップ・マネージャーへ、この案内を受領された後1か月以内にオプトアウトのご連絡をお願いします。1か月以内にオプトアウトのご連絡がない場合には、東京支店は、グループ会社との情報共有を開始する可能性がございます。

ただし、かかる期限が過ぎましても、お客様は、オプトアウトをご連絡いただけます。1か月を過ぎてオプトアウトをご連絡をいただいた場合、東京支店はグループ会社との共有を停止いたします。なお、オプトアウトをご連絡いただいた後に、いつでも同意をいただくことも可能です。

以 上